

参 考 資 料

目 次

1 職員の給与関係

令和 8 (2026) 年	職員給与実態調査の概要	1
第 1 表	職員の平均給与月額等	2
第 2 表	職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	3
第 3 表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	3
第 4 表	職員の平均給与月額	4
第 5 表	職員の扶養手当の対象となる扶養親族数	5
第 6 表	職員の給料の特別調整額の支給状況	5
第 7 表	職員の単身赴任手当の支給状況	6
第 8 表	職員の住居手当の支給状況	6
第 9 表	職員の通勤手当の支給状況	6
第 10 表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等	7
第 11 表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	39

2 民間の給与関係

令和 8 (2026) 年	職種別民間給与実態調査の概要	41
第 12 表	産業別、企業規模別調査事業所数	42
第 13 表	民間における初任給の改定状況	43
第 14 表	民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	43
第 15 表	民間における給与改定の状況	44
第 16 表	民間における定期昇給の実施状況	44
第 17 表	比較対象従業員に係る職種	45
第 18 表	民間における職種別給与額等	46
第 19 表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	49
第 20 表	民間における国内異動に係る手当等の支給状況	50
第 21 表	民間における特別給の支給状況	51
第 22 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	51
第 23 表	民間における定年制の状況等	52

3 生計費関係

第 24 表	宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費	53
--------	------------------------	----

4 国及び都道府県の給与関係

第 25 表	都道府県のラスパイレス指数の状況	54
--------	------------------	----

5	人事院勧告等の概要	55
---	-----------	----

1 職員の給与関係

令和 8 (2026) 年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条に基づき、本県職員の給与の実態を明らかにし、給与制度の研究に必要な基礎資料を得るため、令和 8 (2026) 年 4 月現在における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査対象者

調査対象職員は、次の条例の適用を受ける職員で、令和 8 (2026) 年 4 月 1 日に在職する者である。ただし、休職中である職員、公益的法人等へ派遣されている職員、育児休業をしている職員、育児短時間勤務をしている職員、自己啓発等休業をしている職員、非常勤職員及び臨時的に任用されている職員等は除く。

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和 27 年栃木県条例第 1 号）

(イ) 栃木県公立学校職員給与条例（昭和 32 年栃木県条例第 34 号）

(3) 調査の内容

令和 8 (2026) 年 4 月分の給料及び諸手当の支給状況、年齢、性別、学歴、経験年数等について調査を行った。

(4) 調査の方法

職員の給与に係る電算資料を基に、電算処理により職員給与支給状況資料を得た。

第 1 表 職員の平均給与月額等

職 員 の 区 分	全 職 員	一般職員	うち行政職員	警 察 官	教 員
職 員 数	人 20,020	人 5,371	人 4,653	人 3,289	人 11,360
給 料 の 月 額	円 376,660	円 346,490	円 347,074	円 364,198	円 394,533
扶 養 手 当	8,642	8,003	8,368	13,846	7,437
給料の特別調整額	4,894	5,796	6,195	2,286	5,222
地 域 手 当	15,851	15,003	14,974	15,728	16,287
住 居 手 当	4,857	5,563	5,709	2,581	5,183
そ の 他	571	1,301	512	547	233
計	411,475	382,156	382,832	399,186	428,895
平 均 年 齢	歳 41.4	歳 41.0	歳 41.4	歳 39.6	歳 42.0
平 均 経 験 年 数	年 19.0	年 18.8	年 19.3	年 18.2	年 19.3

(注) 1 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員は含まれていない（以下第 10 表までにおいて同じ。）。

2 「行政職員」とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用者のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び新規学卒の令和 8 (2026) 年 4 月 1 日付け採用者を除いたものである。

3 「給料の月額」には、給料の調整額及び教職調整額を含む（第 4 表において同じ。）。

4 「その他」は、初任給調整手当、特地域勤務手当等である（第 4 表において同じ。）。

5 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第 10 項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。（以下第 10 表までにおいて同じ。）

【参考】 職員の区分と適用給料表は次のとおりである。

職員の区分	適 用 給 料 表
一 般 職 員	行政職給料表、事務職給料表、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、技術職給料表(1)、技術職給料表(2)
警 察 官	公安職給料表
教 員	教育職給料表(1)、教育職給料表(2)

(注) 1 事務職給料表は、行政職給料表の 1 級から 7 級までを使用し、小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用

2 技術職給料表(1)は、医療職給料表(2)の 1 級から 5 級までを使用し、学校栄養士に適用

3 技術職給料表(2)は、医療職給料表(3)の 1 級から 5 級までを使用し、学校看護師に適用

第2表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

職員の区分	給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
一般職員	行政職	4,128	40.5	18.2
	事務職	668	44.0	22.8
	研究職	229	40.8	17.9
	医療職(1)	12	47.3	24.5
	医療職(2)	167	41.1	17.8
	医療職(3)	132	42.2	19.3
	技術職(1)	26	41.4	19.5
	技術職(2)	9	47.3	26.5
	小計	5,371	41.0	18.8
警察官	公安職	3,289	39.6	18.2
教員	教育職(1)	3,006	44.0	21.2
	教育職(2)	8,354	41.3	18.6
	小計	11,360	42.0	19.3
全職員		20,020	41.4	19.0

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

職員の区分	給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
一般職員	行政職	%	%	%	%	%	%	%
	事務職	100.0	84.4	5.1	10.5	—	64.6	35.4
	研究職	100.0	48.5	20.4	31.1	—	31.3	68.7
	医療職(1)	100.0	96.5	2.2	1.3	—	66.4	33.6
	医療職(2)	100.0	100.0	—	—	—	50.0	50.0
	医療職(3)	100.0	92.8	7.2	—	—	32.9	67.1
	技術職(1)	100.0	70.5	29.6	—	—	7.6	92.4
	技術職(2)	100.0	61.5	38.5	—	—	11.5	88.5
	技術職(2)	100.0	—	100.0	—	—	—	100.0
小計		100.0	80.1	7.8	12.0	—	57.7	42.3
うち行政職員		100.0	79.2	7.3	13.5	—	60.3	39.7
警察官	公安職	100.0	61.7	5.2	33.1	0.1	88.8	11.2
教員	教育職(1)	100.0	95.9	2.4	1.7	—	52.4	47.6
	教育職(2)	100.0	94.1	5.9	0.0	—	43.7	56.3
	小計	100.0	94.6	5.0	0.5	—	46.0	54.0
全職員		100.0	85.3	5.8	8.9	0.0	56.2	43.8

(注) 構成比(%)は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第4表 職員の平均給与月額

その1 職員別

職員の区分 給与種目		全職員	一般職員	うち行政職員	警察官	教員
令和8年4月	給料の月額	円 376,660	円 346,490	円 347,074	円 364,198	円 394,533
	扶養手当	8,642	8,003	8,368	13,846	7,437
	給料の特別調整額	4,894	5,796	6,195	2,286	5,222
	地域手当	15,851	15,003	14,974	15,728	16,287
	住居手当	4,857	5,563	5,709	2,581	5,183
	その他	571	1,301	512	547	233
	計(A)	411,475	382,156	382,832	399,186	428,895
令和7年4月	給料の月額	円 363,845	円 336,729	円 337,992	円 351,632	円 380,162
	扶養手当	8,139	7,546	7,916	13,204	6,954
	給料の特別調整額	4,855	5,806	6,256	2,247	5,160
	地域手当	14,607	13,969	13,974	14,612	14,906
	住居手当	4,836	5,590	5,716	2,721	5,092
	その他	497	1,227	446	499	152
	計(B)	396,779	370,867	372,300	384,915	412,426
$\frac{(A)}{(B)} \times 100$		103.7 %	103.0 %	102.8 %	103.7 %	104.0 %

その2 給料表別

給与種目 給料表	給料の月額	扶養手当	給料の特別調整額	地域手当	住居手当	その他	計
	円	円	円	円	円	円	円
行政職	343,693	8,659	6,786	14,938	5,711	550	380,337
事務職	349,871	5,419	1,220	14,260	4,892	170	375,832
研究職	367,601	8,856	5,142	15,264	6,459	1,172	404,494
医療職(1)	514,033	1,500	49,458	90,399	9,042	270,625	935,057
医療職(2)	354,878	5,838	2,846	14,542	5,193	6,521	389,818
医療職(3)	354,016	3,163	460	14,306	4,005	-	375,950
技術職(1)	334,246	3,192	-	13,498	2,058	-	352,994
技術職(2)	387,344	11,222	-	15,943	-	-	414,509
公安職	364,198	13,846	2,286	15,728	2,581	547	399,186
教育職(1)	410,892	8,904	3,390	16,927	5,612	41	445,766
教育職(2)	388,646	6,909	5,881	16,057	5,029	302	422,824

第5表 職員の扶養手当の対象となる扶養親族数

区分 職員の 区 分	扶 養 手 当 の 対 象 と な る 扶 養 親 族 数				受 給 職員数 (B)	(A) (B)
	子	父母等	計 (A)	子のうち特定 期間にある者		
一般職員	人 2,884	人 93	人 2,977	人 978	人 1,697	人 1.8
警 察 官	3,201	18	3,219	762	1,742	1.8
教 員	5,725	202	5,927	1,749	3,331	1.8
全 職 員	11,810	313	12,123	3,489	6,770	1.8

(注) 1 手当受給者1人当たり平均手当月額は、25,555円である。

2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

第6表 職員の給料の特別調整額の支給状況

区分 給料表		行政職	事務職	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	公安職	教育職 (1)	教育職 (2)	計
職員の給与に関する条例	1種	人 40	人	人	人	人	人	人 4	人	人	人 44
	2種	22			2			18			42
	3種	70		1	3	2		54			130
	4種	113		7	1	4		4			129
	5種	141		8		1	1	12			163
	6種	4		2							6
	7種	3									3
栃木県公立学校職員給与条例	1種								24	31	55
	2種		14						50	136	200
	3種								79	468	547
	4種								21	327	348
計		393	14	18	6	7	1	92	174	962	1,667

(注) 1 技術職給料表(1)及び技術職給料表(2)の適用者に給料の特別調整額が支給されている者はいない。

2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、58,771円である。

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	60 km未満	60 km以上 100 km未満	100 km以上 300 km未満	300 km以上 500 km未満	500 km以上 700 km未満		
受給者	人 41	人 1	人 8	人 0	人 3	人 53	円 33,925

第8表 職員の住居手当の支給状況

職員の区分 区 分		全 職 員	一 般 職 員	警 察 官	教 員
受 給 者		人 3,846	人 1,165	人 334	人 2,347
11,000 円未満		10	4	1	5
11,000 円以上 28,000 円未満		2,195	599	200	1,396
28,000 円		1,641	562	133	946
手当受給者1人当たり 平 均 手 当 月 額		円 25,284	円 25,647	円 25,415	円 25,086

第9表 職員の通勤手当の支給状況

職員の区分 区 分		全 職 員	一 般 職 員	警 察 官	教 員
受 給 者		人 18,117	人 4,785	人 2,763	10,569
交 通 機 関 の み 利 用		983	804	130	49
交 通 用 具 の み 使 用		16,654	3,667	2,535	10,452
交 通 機 関 交 通 用 具 併 用 者		480	314	98	68
手当受給者1人当たり 平 均 手 当 月 額		円 12,106	円 14,442	円 14,640	円 10,386

第 10 表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等

行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1									1
2									
3								1	
4								8	
5					1			13	
6								12	7
7								4	4
8								3	3
9	8	2						2	3
10			1						
11		105	1			1			
12		4	4						
13	6	9	76			1			
14		8	9						
15		112	16				2		
16		6	3				4		
17	12	13	71				27		
18		6	8	1			33		
19		112	22	1			17		
20		3	10				10		
21	13	7	82	1			6		
22	1	4	4				9		
23		78	10				3		
24		6	13	1			1		
25	9	10	86	2			1		
26	1	3	13	2			3		
27	3	86	21	13			1		
28	1	8	12	8			1		
29	104	14	20	11					
30	1	1	49	5					
31	5	1	20	14					
32	1	1	10	5					
33	120		16	8					
34	3	2	18	23					
35	9	3	26	11					
36	5	1	12	23					
37	131		34	7					
38	4		25	19					
39	4		13	17		2			
40		1	8	13					
41	3		40	15		2			
42	2	1	20	18		4			
43	1		14	23		12			
44			12	21		16			
45	3		16	11	1	5			
46			18	19	1	24			
47	3		16	17		47			
48	1		18	17		22			
49	1		7	11		8			
50	1	1	6	13	1	12			
51			14	19	1	17			
52			10	19	1	31			
53	1	1	6	22		11			
54			6	22	2	11			
55			12	18		17			
56			9	17	2	9			

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57	3		4	21	1	7			
58	1		2	13	8	10			
59			4	16	7	18			
60			6	20	10	25			
61			5	17	12	14			
62			2	17	11	15			
63			5	22	15	16			
64			2	19	15	21			
65			3	19	16	32			
66			2	16	20	20			
67			2	12	32	12			
68			2	12	20	20			
69		1	1	6	15	22			
70			3	8	27	18			
71			2	5	18	18			
72			1	4	25	13			
73			2	4	12	107			
74			2	5	16				
75			1	4	20				
76	1		2	6	9				
77			2	8	14				
78			1	4	9				
79			1	2	6				
80				4	10				
81				1	5				
82				3	7				
83			2		10				
84			1	4	11				
85				47	54				
86			1						
87									
88									
89	1	1	2						
90			1						
91									
92			1						
93									
94									
95			1						
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104			1						
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									

級 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計(人)	463	611	1,004	786	445	640	118	43	18
構成比(%)	11.2	14.8	24.3	19.0	10.8	15.5	2.9	1.0	0.4
平均給料 月額(円)	240,459	264,811	311,227	377,719	405,207	423,603	448,453	492,407	549,422

人員計	4,128 人
平均給料月額	343,482 円

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある（以下第10表の各表において同じ。）。

事務職給料表（小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9	2	3					
10							
11		5					
12			1				
13		4	7				
14			1				
15	1	5	7				
16			1				
17	4	7	5				
18		3	1				
19		2	9				
20		3	3				
21	5	5	7				
22		2	1				
23		2	9				
24		1	3	1			
25	1	7	6				
26		2	3				
27		3	13				
28		1	3				
29	7	6	2				
30			5				
31			5				
32			4				
33	10	1	7				
34			3				
35			9				
36			5	1			
37	9		9				
38			5	1			
39	1		2				
40			3			3	
41	1		4			6	
42			4	1		6	
43			2			8	
44	1		4	2		14	
45			6			12	
46			2	6		5	
47			6	1		4	
48	1		1	1		3	
49	1		8	2		1	
50			3	1		4	
51	1		5	5		1	
52			5	2			
53	1	1	3	1		1	
54				2		2	
55			2			3	
56			1	1		2	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57			5	1		1	
58			2	4		1	
59			4	4			
60				1		1	
61		1		2			
62			1	2		3	
63				3	1	1	
64			1	2	1		
65			3	2		1	
66				1			
67				4	5	1	
68				2	7	1	
69			1	4	10	1	
70			2	4	2	2	
71			1	5	4	1	
72				3	6	2	
73				2	7	1	
74				7	10		
75			1	3	4		
76				7	4		
77		1		1	13		
78				5	6		
79				1	8		
80				2	4		
81				2	3		
82				3	2		
83				4	4		
84				1	3		
85				31	3		
86							
87							
88			1				
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
計(人)		46	65	217	141	107	92	—
構成比(%)		6.9	9.7	32.5	21.1	16.0	13.8	—
平均給料 月額(円)		237,609	267,045	315,193	388,736	406,467	420,926	—

人員計	668 人
平均給料月額	349,871 円

研究職給料表（試験場、研究所等で試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		6			
6					
7					
8		1			1
9		3	2		
10					
11					
12					
13		8			
14					
15					
16					
17		11			
18			1		
19			1		
20					
21		1			
22			1		
23			1		
24		2	1		
25		6			
26			1		
27		2			
28		1	2		
29		5			
30		1	1		
31				1	
32					
33		3	6		
34				1	
35				1	
36		1	2	2	
37					
38		3	2	1	
39		5	2	1	
40		1	2	1	
41		1		1	
42		1	1		
43		3	3	1	
44		1	2		
45		1	2	2	
46		4	1	1	
47		2		2	
48		2	5	1	
49		2	1	2	
50		1		1	
51		4	1	2	
52			2	1	
53	1			2	
54				2	
55		2		2	
56			3	2	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57		2		10	
58			3		
59			1		
60		1			
61		2			
62		1	1		
63			1		
64			1		
65			2		
66		4	1		
67			1		
68		1	1		
69					
70			2		
71		1	1		
72		1			
73			2		
74			1		
75		1			
76					
77			1		
78			2		
79			3		
80			1		
81			12		
82					
83					
84					
85		1			
86					
87		1			
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97		1			
98					
99					
100					
101					
102		1			
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112		1			
113					
114					
115					
116					

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117						
118						
119						
120						
121			1			
計(人)		1	104	83	40	1
構成比(%)		0.4	45.4	36.2	17.5	0.4
平均給料 月額(円)		277,400	308,039	395,339	451,278	526,400

人員計	229 人
平均給料月額	365,520 円

医療職給料表（１）（保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				2
8				1
9				
10				2
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25			1	
26				
27	1			
28				
29	2			
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41	1			
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56			1	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
57				
58		1		
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計（人）	4	1	2	5
構成比（%）	33.3	8.3	16.7	41.7
平均給料 月額（円）	393,150	492,700	530,950	597,760

人員計	12 人
平均給料月額	509,667 円

医療職給料表(2) (保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等に適用)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1							
2							
3							
4							
5		4					
6							
7							
8							
9		2					
10							
11							
12							3
13		1					2
14							
15							
16		1					
17		6					
18							
19							
20							
21	2	5	1				
22			1				
23							
24		1					
25		4					
26			1				
27		1	1				
28		1					
29		4					
30		1	2				
31		1	3		1	1	
32		1			1		
33		2	1				
34					1		
35			5			1	
36						2	
37		1			1		
38			2		1		
39			2		1	1	
40		1			1		
41			1		1		
42			1				
43			1		1		
44				1	1	2	
45			1		1	1	
46		1		1		1	
47			2				
48					1		
49					1	2	
50				1	2	1	
51			1		1	2	
52					1	1	
53			2		1	6	
54				1	1		
55			1		2		
56				2			
57			2				
58			1	1	2		
59			1				
60				1	2		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61		1	2		2		
62				1	2		
63					1		
64					2		
65			1		1		
66					1		
67			1	1	1		
68				1	1		
69					1		
70					1		
71							
72					2		
73				1			
74							
75					1		
76					2		
77					7		
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105		1					
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計 (人)	2	40	37	12	50	21	5
構成比 (%)	1.2	24.0	22.2	7.2	29.9	12.6	3.0
平均給料 月額(円)	237,200	264,350	310,111	348,775	393,030	421,081	445,320

人員計	167 人
平均給料月額	343,884 円

医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、看護師等に適用)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7			2				
8							
9			1				
10							
11			2				
12							
13			1				
14							
15		6	1				
16							
17							
18		1					
19		3					
20							
21			2				
22							
23		2		1			
24				1			
25			3				
26							
27		3					
28			2	1			
29				1			
30			1				
31		5					
32		1					
33				1			
34		1	1				
35				1		1	
36							
37							
38			2				
39							
40					1		
41					1		
42				1			
43				1			
44							
45							
46				1			
47				2			
48					1		
49				1			
50				2			
51		1		1	1		
52		1			1		
53							
54				2			
55				2	1		
56					1		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57				1	2		
58				1			
59							
60					1		
61					1		
62				3	1		
63					5		
64				1			
65							
66					1		
67			1		1		
68				1	1		
69					2		
70				1	3		
71				1			
72							
73				1	1		
74					2		
75			1		1		
76							
77							
78							
79				1	1		
80					3		
81							
82					1		
83							
84					1		
85					18		
86							
87							
88							
89							
90							
91				1			
92				1			
93							
94				1			
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105				1			
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
165							
166							
167							
168							
169							
計(人)	-	24	20	34	53	1	-
構成比(%)	-	18.2	15.2	25.8	40.2	0.8	-
平均給料 月額(円)	-	281,129	308,160	353,841	402,204	431,600	-

人員計	132 人
平均給料月額	353,707 円

技術職給料表(1) (学校栄養士に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		1			
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19		2			
20					
21		4			
22			1		
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38		1			
39					
40					
41				1	
42		1			
43			1		1
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					2
60					1

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
61			1		1
62			1		
63					2
64					2
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					1
73					
74					
75					
76					
77					1
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101				1	
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
計 (人)	—	9	4	2	11
構成比 (%)	—	34. 6	15. 4	7. 7	42. 3
平均給料 月額(円)	—	263, 689	314, 900	351, 100	395, 946

人員計	26 人
平均給料月額	334, 246 円

技術職給料表(2) (学校看護師に適用)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23				1	
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57					
58					
59					
60					
61					
62					1
63				1	
64					
65					
66					
67				1	
68				1	
69					1
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79				1	
80					
81					
82					
83					
84					
85					1
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109				1	
110					
111					
112					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
165					
166					
167					
168					
169					
計(人)	-	-	-	6	3
構成比(%)	-	-	-	66.7	33.3
平均給料 月額(円)	-	-	-	364,350	402,933

人員計	9 人
平均給料月額	377,211 円

公安職給料表（警察官に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1									
2									
3									
4									
5									10
6									1
7							1		5
8									1
9	35								3
10									
11									
12	3								
13	23								
14									
15	2								
16	5								
17	20		1						
18									
19	3								
20	5								
21	26								
22	1								
23	8	1							
24	4								
25	45	40	17						
26	3	3	21						
27	5	9	8						
28	2	2	9						
29	42	33	15						
30	8	16	13						
31	8	8	8						
32	6	7	12						
33	2	30	12					1	
34	3	16	17					1	
35	9	14	23					3	
36	2	7	10					3	
37		10	27	1					
38		7	16					2	
39	1	6	17						
40		5	9						
41		5	15					3	
42		3	15						
43		1	20	2			1		
44		4	12		1		4	1	
45		2	20			1	7	1	
46		2	12	1	1		8		
47	1	2	13		3		7		
48			15	1	1		5		
49		2	15		3		6		
50			21	1	5	1	1		
51		1	21	2	2		8		
52			14	1	5	1	7		
53	1	1	13		7	1	5		
54		2	32	3	6		5		
55			17	12	6	1	6		
56		2	21	23	9	2	3		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57		2	14	15	9		5		
58		1	15	18	11	1	5		
59			13	16	15	2	1		
60			19	21	15	1	7		
61			19	17	12	1	3		
62			20	16	13		1		
63		1	24	16	13		2		
64		1	19	23	10	1	3		
65			17	21	20	1	4		
66			17	15	15	1	3		
67			16	10	9		2		
68			22	14	14	1	6		
69			23	14	12	1	2		
70			23	14	15	1	2		
71			16	16	10	4	3		
72			17	14	12	4	3		
73		1	17	17	14	1	29		
74			12	17	14	1			
75			25	13	12				
76			17	17	5	8			
77			14	17	22	4			
78			14	20	12	1			
79			4	18	9	2			
80			12	14	12	2			
81			5	19	12	5			
82			5	13	14	1			
83			7	18	12	3			
84			4	19	11	1			
85			3	13	154	7			
86			5	17					
87			5	12					
88			1	16					
89			1	14					
90			5	14					
91				13					
92			4	14					
93			3	15					
94			1	13					
95			2	9					
96			2	9					
97			1	11					
98			2	8					
99			3	11					
100			3	12					
101			2	5					
102			3	10					
103				13					
104			2	5					
105			4	13					
106			3	9					
107			2	7					
108			4	4					
109			1	9					
110			2	5					
111			1	7					
112			2	10					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
113			1	5					
114			2	7					
115			1	5					
116				10					
117			1	3					
118				4					
119				7					
120				5					
121				82					
122									
123			1						
124									
125			2						
126			3						
127									
128			1						
129									
130									
131			1						
132									
133									
134			1						
135			1						
136			2						
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計(人)	273	247	1,025	935	557	62	155	15	20
構成比(%)	8.3	7.5	31.2	28.4	16.9	1.9	4.7	0.5	0.6
平均給料 月額(円)	266,359	292,430	324,444	392,763	427,581	439,224	454,617	471,513	502,735

人員計	3,289 人
平均給料月額	364,160 円

教育職給料表（１）（高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用）

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5		30			
6		1			
7					
8		1			
9		24			1
10		1			1
11		4			
12		1			
13		33			3
14					5
15		6			8
16		6			7
17		31			7
18					6
19		3			6
20		1			5
21		50			4
22		2			1
23		7			1
24		7			1
25		20			
26		4			
27		19			4
28		3			1
29		22			13
30		7			
31		29			
32		8			
33		24			
34		10			
35		37			
36		7			
37		10			
38		5			
39	1	21			
40		5			
41	1	25			
42		5			
43	2	25			
44		3			
45	1	19		1	
46		11		3	
47	1	24		10	
48		9			
49	3	25		7	
50		12		5	
51	1	25		13	
52	1	8		1	
53	1	23		1	
54		12		7	
55	1	21		8	
56		11		2	

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57		23		1	
58		15		8	
59	1	23		2	
60	3	21		3	
61	1	14		3	
62	1	10		5	
63		26		5	
64		13		1	
65	4	20		14	
66	1	10			
67	1	22			
68		14			
69	2	13			
70	1	11			
71	1	26			
72	3	16			
73		17			
74	1	12			
75	1	29			
76		17			
77	2	21			
78	1	17			
79	2	31			
80	1	15	2		
81	2	28			
82	1	20	2		
83	1	24	2		
84		13	4		
85		14	6		
86	3	17	7		
87	2	16	3		
88	1	15	3		
89	2	18	1		
90	2	11	5		
91	5	14	8		
92	4	12	7		
93	3	16	2		
94	1	15	5		
95	2	17	3		
96	2	14	2		
97		11	3		
98	1	17	3		
99	1	14	4		
100	3	16	3		
101	1	22	4		
102	1	10			
103		11			
104		10	1		
105	2	12	2		
106	2	13			
107	2	15			
108	5	15			
109	2	12			
110	1	17			
111	2	12			
112	1	17			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113		16			
114	2	10			
115	3	11			
116	2	9			
117		19			
118	4	22			
119		20			
120		14			
121	4	26			
122	1	17			
123	3	19			
124	1	15			
125		17			
126		19			
127		22			
128		23			
129	1	27			
130	1	28			
131	1	21			
132		18			
133	3	19			
134		17			
135	1	16			
136	2	21			
137	1	21			
138	1	22			
139	1	26			
140		25			
141	1	31			
142	1	41			
143	2	21			
144		28			
145		337			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計(人)	131	2, 619	82	100	74
構成比 (%)	4. 4	87. 1	2. 7	3. 3	2. 5
平均給料 月額(円)	315, 872	384, 687	451, 084	475, 428	495, 262

人員計	3, 006 人
平均給料月額	389, 240 円

教育職給料表（２）（小中学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、助教諭等に適用）

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					5
7		2			40
8					53
9					68
10					41
11		1			62
12					27
13					16
14					41
15		1			18
16					9
17		219			25
18		2			10
19		12			11
20		4			12
21		203			8
22		3			4
23		15			2
24		8			8
25		205			4
26		7			1
27		23			1
28		11			1
29		202			1
30		2			
31		32			
32		14			
33		230			
34		4			
35		29			
36		19			
37		75			
38		12			
39		164			
40		10			
41		47			
42		14			
43		181			
44		19			
45		56			
46		27			
47		151			
48		10			
49		26			
50		23			
51		73			
52		19			
53		106			
54		23			
55		56			
56		25			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57		126			
58		19			
59		63			
60		32		1	
61		60			
62		25		1	
63		102			
64		29		2	
65		55		3	
66		30		29	
67		106		88	
68		36		16	
69		56		48	
70		29		32	
71		102		39	
72		30		16	
73		51		23	
74		47		25	
75		85	1	19	
76		38		7	
77		48		15	
78		45	1	12	
79		97		12	
80		31	2	7	
81		56	1	3	
82		34		7	
83		73	1	7	
84		40	2	8	
85		51		74	
86		34	2		
87		66	2		
88		36	11		
89		30	6		
90		46	4		
91		67			
92		42	2		
93		44	2		
94		45			
95		52	2		
96		38	1		
97		44	1		
98		48			
99		44			
100		37			
101		57			
102		29			
103		44			
104		41			
105		40			
106		25			
107		42			
108		30			
109		34			
110		38			
111		32			
112		32			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113		47			
114		42			
115		31			
116		25			
117		43			
118		41			
119		43			
120		37			
121		37			
122		25			
123		46			
124		29			
125		37			
126		31			
127		27			
128		30			
129		38			
130		34			
131		39			
132		34			
133		30			
134		25			
135		33			
136		23			
137		32			
138		26			
139		26			
140		32			
141		30			
142		27			
143		35			
144		33			
145		38			
146		33			
147		26			
148		34			
149		41			
150		47			
151		42			
152		55			
153		68			
154		68			
155		68			
156		80			
157		605			
計(人)	-	7,351	41	494	468
構成比(%)	-	88.0	0.5	5.9	5.6
平均給料 月額(円)	-	359,902	429,390	449,135	464,768

人員計	8,354 人
平均給料月額	371,394 円

第 11 表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その 1 暫定再任用フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	102				61	39	2				
事務職	21				17	4					
研究職	10				10						
医療職(1)											
医療職(2)	7					4	3				
医療職(3)	2					2					
技術職(1)											
技術職(2)											
公安職	15				1	4	10				
教育職(1)	152	13	139								
教育職(2)	201		201								
給料表計	510										
62歳	193										
63歳	175										
64歳	142										

(注) 該当人員 0 の級は空欄とした（その 2 及びその 3 において同じ。）。

その 2 暫定再任用短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	24				9	11			1	3	
事務職	1				1						
研究職	1				1						
医療職(1)											
医療職(2)											
医療職(3)	1					1					
技術職(1)											
技術職(2)											
公安職	2					1	1				
教育職(1)	16		16								
教育職(2)	185		185								
給料表計	230										
62歳	90										
63歳	73										
64歳	67										

その3 定年前再任用短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職	人 11				6	4		1		人	人
事務職	3				3						
研究職	2				1	1					
医療職(1)											
医療職(2)											
医療職(3)											
技術職(1)											
技術職(2)											
公安職	9					2	7				
教育職(1)	11		11								
教育職(2)	122		122								
給料表計	158										
60歳	68										
61歳	90										

2 民間の給与関係

令和8(2026)年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和8(2026)年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所781事業所

② 調査対象職種

事務・技術関係22職種、その他54職種、合計76職種（うち初任給関係職種18職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した調査対象事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から157事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所は、第12表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の各調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員

事務・技術関係職種5,798人（初任給関係 377人、初任給関係以外 5,421人）であり、その他の職種が789人（初任給関係 47人、初任給関係以外 742人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は、68,536人であり、うち事務・技術関係職種該当者は52,132人である。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(6) 結 果

民間の給与等の実態は、第12表から第24表までのとおりである。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満
事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	124	22	22	19	61
農業、林業、漁業	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	6	—	—	1	5
製造業	71	6	18	11	36
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	10	4	—	1	5
卸売業、小売業	6	2	—	2	2
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	3	1	2	—	—
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	28	9	2	4	13

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が31所あった。
- 2 調査対象事業所157所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた155所に占める調査完了事業所124所の割合（調査完了率）は、80.0%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 13 表 民間における初任給の改定状況

項 目 学 歴	新規学卒者の 採 用 あ り	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採 用 な し
		増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	% 34.9	% (89.4)	% (10.6)	% (-)	% 65.1
高 校 卒	29.7	(75.3)	(24.7)	(-)	70.3

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第 14 表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	円 238,996	円 249,933	円 224,823
	高 校 卒	203,897	208,210	198,508
新 卒 技 術 者	大 学 卒	242,444	253,636	226,969
	高 校 卒	203,228	209,588	196,384
計	大 学 卒	240,362	251,425	225,655
	高 校 卒	203,591	208,816	197,495

(注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第 15 表 民間における給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣 行 な し
係 員	73.7 %	2.2 %	0.4 %	23.7 %
課 長 級	68.3	2.2	0.4	29.0

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を 100 とした場合の割合である。

2 割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が合致しないことがある。

第 16 表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
		定期昇給実施				定期昇給 中 止	
			増 額	減 額	変化なし		
係 員	% 8 6 . 0	% 8 6 . 0	% 4 4 . 7	% 6 . 5	% 3 4 . 8	% —	% 1 4 . 0
課 長 級	8 2 . 8	8 2 . 8	4 6 . 5	3 . 6	3 2 . 7	—	1 7 . 2

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を 100 とした場合の割合である。

2 割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が合致しないことがある。

第 17 表 比較対象従業員に係る職種

職 種 名	定 義
支 店 長 工 場 長	・ 構成員50人以上の支店（支社）又は工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長 技 術 部 長	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	・ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長 技 術 課 長	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理 技術課長代理	・ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長－係長間）
事 務 係 長 技 術 係 長	・ 係の長及び係長級専門職 〔 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任について は、係長に含めて集計している。 〕
事 務 主 任 技 術 主 任	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員 技 術 係 員	・ 一般の事務員、技術者

- （注） 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

第 18 表 民間における職種別給与額等

その1 常勤の従業員（再雇用者を除く。）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 8 (2026) 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	11	55.8	810,506	1,987	808,519
	工 場 長	18	54.8	761,484	285	761,199
	事 務 部 長	146	52.2	684,204	744	683,460
	技 術 部 長	96	52.1	701,996	128	701,868
	事 務 部 次 長	55	51.8	573,388	3,814	569,574
	技 術 部 次 長	42	50.9	805,948	15,588	790,360
	事 務 課 長	332	51.1	593,549	8,714	584,835
	技 術 課 長	314	48.7	585,848	12,156	573,692
	事 務 課 長 代 理	116	47.2	507,904	29,259	478,645
	技 術 課 長 代 理	51	46.9	585,414	65,409	520,005
	事 務 係 長	407	48.4	500,127	69,286	430,841
	技 術 係 長	350	44.6	535,953	91,760	444,193
	事 務 主 任	183	41.7	381,141	61,608	319,533
研 究 関 係 職 種	技 術 主 任	177	39.9	411,675	65,499	346,176
	事 務 係 員	1,637	41.2	383,142	43,221	339,921
	技 術 係 員	1,517	40.0	394,686	59,510	335,176
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—
	研 究 部 (課) 長	x	x	x	x	x
	研 究 室 (係) 長	4	49.0	615,825	0	615,825
	主 任 研 究 員	10	45.3	638,159	1,554	636,605
	研 究 員	18	32.6	451,151	68,930	382,221
研 究 関 係 職 種	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 8 (2026) 年 4 月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与		(A) - (B)
				(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	人 x	歳 x	円 x	円 x	円 x
	副 院 長	6	59.5	844,464	0	844,464
	医 科 長	27	54.0	818,290	4,837	813,453
	医 師	48	40.0	644,510	104,199	540,311
	歯 科 医 師	8	45.4	685,812	128,557	557,255
	薬 局 長	—	—	—	—	—
	薬 剤 師	37	43.2	484,996	45,351	439,645
	診 療 放 射 線 技 師	42	40.2	426,633	32,241	394,392
	臨 床 検 査 技 師	41	40.5	472,861	79,570	393,291
	栄 養 士	35	36.4	348,759	12,896	335,863
	理 学 療 法 士	51	33.5	360,005	24,034	335,971
	作 業 療 法 士	39	33.3	321,059	6,929	314,130
	総 看 護 師 長	7	55.2	554,068	5,143	548,925
	看 護 師 長	43	51.9	490,653	22,668	467,985
	看 護 師	163	31.0	396,459	60,208	336,251
	准 看 護 師	43	40.7	309,137	13,205	295,932
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	—	—	—	—	—
	大 学 教 授	—	—	—	—	—
	大 学 准 教 授	—	—	—	—	—
	大 学 講 師	23	44.0	380,907	0	380,907
	大 学 助 教	—	—	—	—	—

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 8 (2026) 年 4 月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
教育関係職種	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 頭	5	61.1	591,978	28,602	563,376
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 指 導 教 諭	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 諭	57	45.6	411,813	21,287	390,526
技能・労務関係職種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—
	守 衛	—	—	—	—	—
	用 務 員	2	51.5	417,069	3,494	413,575
調 査 実 人 員 合 計		6,163				

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

その2 再雇用者

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 8 (2026) 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	人 2	歳 60.5	円 761,368	円 0	円 761,368
	事 務 ・ 技 術 部 長	13	62.8	481,355	2,032	479,323
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	3	66.8	487,213	16,804	470,409
	事 務 ・ 技 術 課 長	12	62.0	430,444	3,207	427,237
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	3	62.0	433,262	4,603	428,659
	事 務 ・ 技 術 係 長	7	62.3	349,491	11,644	337,847
	事 務 ・ 技 術 主 任	0	0	0	0	0
	事 務 ・ 技 術 係 員	406	62.9	292,904	13,119	279,785
調 査 実 人 員 合 計		446				

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第 19 表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長	
8 級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長
7 級		
6 級	課長代理	課長
5 級		
4 級	係長	課長代理
3 級		係長
2 級	主任	主任
1 級	係員	係員

第 20 表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その 1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤等に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
92.2%	76.2%	56.0%	7.8%

- (注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
 2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その 2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

							帰宅費用を 支給しない
帰宅費用を 支給する	年間支給回数						
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
% 77.1	% (8.0)	% (46.5)	% (9.2)	% (29.0)	% (7.4)	回 17.4	% 22.9

- (注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。
 2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。
 3 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合致しないことがある。

第 21 表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	(参 考) 技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期（A 1）	円 3 8 9， 9 6 1	円 3 1 2， 4 3 5
	上半期（A 2）	3 9 8， 5 8 1	3 1 5， 4 0 6
特 別 給 の 支 給 額	下半期（B 1）	円 8 8 0， 6 3 8	円 6 2 3， 1 6 1
	上半期（B 2）	9 8 1， 0 0 2	6 3 7， 0 4 5
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B 1}{A 1} \right]$	月分 2． 2 6	月分 1． 9 9
	上半期 $\left[\frac{B 2}{A 2} \right]$	2． 4 6	2． 0 2
	年 間 計	4． 7 2	4． 0 1

(注) 下半期とは令和 7 (2025) 年 8 月から令和 8 (2026) 年 1 月まで、上半期とは令和 8 (2026) 年 2 月から 7 月までの期間をいう。

備 考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で 4.65 月である。

第 22 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
% 5 5. 3	% 4 4. 7	% 4 8. 6	% 5 1. 4	% 4 8. 6	% 5 1. 4

第 23 表 民間における定年制の状況等

その 1 定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100 %	69.0 %	31.0 %	— %

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合致しないことがある。

その 2 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課 長 級	75.0 %	47.1 %	25.0 %
非 管 理 職	66.6	43.2	33.4

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（その3において同じ）。
 2 定年年齢を60歳から引き上げたことがあり、一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

その 3 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
74.5 %	74.1 %

- (注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係

第 24 表 宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和 8（2026）年 4 月）

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	29,506	52,866	65,411	77,956	90,500
住 居 関 係 費	43,163	55,919	48,224	40,535	32,845
被 服 ・ 履 物 費	5,616	6,217	8,679	11,140	13,602
雑 費 I	30,209	37,824	52,417	67,010	81,603
雑 費 II	8,088	15,599	18,237	20,874	23,511
計	116,582	168,425	192,968	217,515	242,061

令和 8（2026）年 4 月の標準生計費算定方法

標準生計費は、標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の 5 つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費		食料
住 居 関 係 費		住居、光熱・水道、家具・家事用品
被 服 ・ 履 物 費		被服及び履物
雑 費 I		保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑 費 II		その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2 人～5 人世帯については、本年 4 月の「家計調査」における宇都宮市の調査結果(90世帯)に基づく費目別平均支出金額（日数を 365/12 日に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1 人世帯については、全国の 1 人世帯の各費目別標準生計費に、全国と宇都宮市の本年 4 月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

4 国及び都道府県の給与関係

第 25 表 都道府県のラスパイレス指数の状況

(令和 7 (2025) 年 4 月)

ラスパイレス指数	9 8 未満	9 8 以上 9 9 未満	9 9 以上 1 0 0 未満	1 0 0 以上 1 0 1 未満	1 0 1 以上
団 体 数	6	4	2 3	1 2	2

(注) 1 「令和 7 年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

2 「ラスパイレス指数」とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(基本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(基本給)を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて、比較し、算出したもので、国を 100 としたものである。

なお、本県のラスパイレス指数は 99.4 である。

3 総務省では、地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数)を参考として算出している。

なお、本県の地域手当補正後ラスパイレス指数は、99.1 である。

5 人事院勧告等の概要

令和8年 人事院勧告・報告の概要

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務	2. 働きやすさと成長が両立する公務	3. 誰もが挑戦できる開かれた公務
◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年夏に具体的な内容を報告】 ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入 ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し	◆ 転勤の経済的負担の軽減 ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設 ◆ 働きやすい環境の整備 ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大 ◆ 柔軟な働き方の推進 ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設 ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化 ◆ 「成長できる職場」の整備 ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成	◆ 採用試験等の見直し ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入 【対象】 ・令和9年度経験者採用試験 ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】 ・令和11年春の総合職全区分【予定】 ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大 ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進 ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用
4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務		
◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進 ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～ ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透		国家公務員行動規範 ➢ 「国民を第一」に考えた行動 ➢ 「中立・公正」な立場での職務遂行 ➢ 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

▶ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

▶ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

本年の給与勧告のポイント①

俸給

民間と公務の令和8年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和8年4月実施》

- 民間給与との較差(*) 15,056円(3.51%)を解消するため次のとおり改定
 - 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定《行政職俸給表(一)の平均改定率》1級 4.0%、2級 3.6%、3級 3.4%、4級 3.1%、5~10級 3.0%、全体 3.3%
 - 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ初任給は一律9,500円引上げ【総合職(大卒)】251,500円(+3.9%)【一般職(大卒)】241,500円(+4.1%)【一般職(高卒)】209,800円(+4.7%)
- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善
 - 再任用職員の8割以上を占める係長級の官民の給与差をベースに月例給を改善(行政職俸給表(一)全体の平均改定率8.5%)

* 較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善
改定の内訳：俸給 11,179円 広域異動手当(後述) 2,376円 はね返り分(俸給の改定による諸手当の増減) 1,501円

ボーナス

直近1年間(令和7年8月~令和8年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給状況に見合うよう支給月数の引上げ《令和8年4月実施》
年間4.65月分→4.70月分(+0.05月分)

民間の支給割合 4.72月
公務の平均支給月数 4.65月
▶ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分

	(一般の職員の場合)	
	6月期	12月期
令和8年度 期末手当	1.2625月(支給済み)	1.2875月(現行1.2625月)
勤勉手当	1.0625月(支給済み)	1.0875月(現行1.0625月)
令和9年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	1.075月	1.075月

- 特定任期付職員の勤勉手当の見直し《令和9年4月実施》
▶ 高い成績率を適用可能とすることで、高度の専門性を有し高い業績を挙げた人材の給与水準を確保(俸給等を含め最高で年間約3,380万円)

その他

- 給与制度のアップデートで令和7年度から段階的に見直しを行っている地域手当の支給割合について、令和9年度の支給割合を設定
 - 民間の動向を踏まえ、非常勤職員にも扶養手当及び住居手当の支給に努めるよう指針に明記《令和8年10月実施》
 - 60歳前後の給与水準(給与カーブ)については、シニア職員の人事管理に関連する制度と一体で検討を加速
- ※ このほか、初任給調整手当、宿日直手当、委員等の手当について、本年の俸給表の改定状況等を踏まえ、所要の改定

本年の給与勧告のポイント②

転勤に伴う経済的な負担の軽減等

転居に関する手当 《令和9年4月実施》

転居を伴う転勤に係る経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資することを目的として、単身赴任者に限らず、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設

- 官署を異にする異動を命ぜられ、異動後の官署への通勤が困難であるため、一定距離以上の転居をした職員を対象に支給
- 支給期間は異動から3年間（単身赴任者でやむを得ない場合には3年間を超えて延長可能）

（距離区分別の手当月額）～「単身赴任者」は現行の単身赴任手当の加算額より増額し、60km以上100km未満の区分を新設。「単身赴任者以外」は新たに支給～

	60km以上 100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
単身赴任者	11,000円	18,000円	30,000円	41,000円	52,000円	61,000円	70,000円	78,000円	87,000円	96,000円	105,000円
単身赴任者 以外	6,000円	9,000円	13,000円	18,000円	22,000円	26,000円	29,000円	33,000円	36,000円	40,000円	43,000円

【例】東京から異動する場合の手当額（年額） 東京－大阪：約22万円〔単身赴任者は約49万円〕 東京－福岡：約35万円〔単身赴任者は84万円〕

※ 単身赴任者には、上記手当のほか、二重生活の生計費を補助する単身赴任手当（現行の基礎額相当。月3万円）を別途支給

広域異動手当 《令和8年4月実施》

広域的な異動に対する給与上のインセンティブを更に向上させるため、支給割合を引上げ

- 60km以上300km未満：5%→8% 300km以上：10%→16%

【例】地域手当の非支給地間で広域異動する場合の改善額（年額）〔地方機関係長の場合〕 60km以上300km未満 +約16万円 300km以上 +約32万円

特地勤務手当に準ずる手当 《令和9年4月実施》

生活が不便な場所に所在する官署への転居を伴う転勤を円滑化するため、人口集中地区から離れた場所にある官署については、公共施設等が近隣に所在していても手当の支給対象とできるように、官署の指定基準を見直し

※ これらの見直しのほか、今後、円滑な人事配置や優秀な人材の確保・定着の観点から、転勤を行う職員に対する給与上のインセンティブを更に向上させるため、転勤に関する手当を再編・統合し、転勤に関する総合的な手当の新設を検討。措置の具体的な内容を令和9年夏に報告

職務・職責重視の新たな給与体系（措置の骨格）

基本的考え方

- ▶ 本府省の事務次官級～課長級の職員は、政策決定等で中核的役割。能力を発揮し、成果を挙げることが強く求められる
- ▶ これら職員の給与水準は、民間で同等の職務・職責を担う者を下回るとの指摘（国家公務員全体の処遇の印象にも影響）

中核的役割を担い得る優秀な人材を公務に確保するため、本府省の事務次官級～課長級について、

- ・ 他の職員に先行して、職務・職責をより一層重視した給与体系を実現
- ・ 適切な人事評価に基づく任用を前提として、人材獲得競争の中で見劣りしない年間給与水準を確保

措置の骨格

①対象

- ▶ 本府省の事務次官級～課長級

②給与の構成

- ▶ 俸給、業績等手当（ボーナス）、通勤手当、転勤手当を基本（簡素で分かりやすい構成に）

● 俸給

- ・ ポストと給与が強く結びつく俸給表を新設
- ・ 役職段階ごとに複数の俸給月額を設定した上で、各ポストの俸給月額は職務・職責を踏まえて決定

新俸給表のイメージ

号俸	俸給月額	対象ポスト
*	***,***円	事務次官
⋮	⋮	⋮
1	***,***円	●課長、▲課長、...

● 業績等手当（ボーナス）

- 業績相当分 人事評価の結果に基づき成績が優秀の場合に支給
- 職責相当分 一時的なポストの職務・職責の高まりに応じて支給

イメージ

業績相当分			職責相当分		
ボーナスなし	ボーナス	ボーナス	ボーナスなし	ボーナス	ボーナス
良好 (標準)	優秀な者に支給		変化なし	職務・職責の高まりに応じて支給	

● 通勤手当

- ・ 現行制度と同様の取扱い

● 転勤手当

- ・ 転勤関連手当を再編・統合

③年間給与水準

- ▶ 人材獲得競争の観点で参照すべき民間企業の規模・役職段階等を設定し、民間役員報酬の調査結果等を用いて決定

※ 地方の幹部ポストの職務・職責を踏まえた給与措置、年度単位の職務・職責の変化に対応した暫定的な給与調整の仕組み等を併せて検討

➡ 上記の措置の骨格に基づき更に検討を進め、令和9年夏に具体的な内容を報告

